

公 告

令和6年3月29日に公告した御所IC工業団地（御所東高校跡地）第1期企業募集にかかる、工場の立地を希望する企業の公募型プロポーザル方式による募集について、募集期間を延長しますので公告します。

令和6年10月1日

奈良県知事 山下 真

1. 事業の目的

奈良県では、中南和地域の振興・通勤圏内の雇用機会の創出を目的とし、奈良県が事業主体となって造成・分譲を行う「御所IC工業団地」を整備中です。

今回、御所IC工業団地のうち「御所東高校跡地」の分譲を行うに当たり、地域への経済波及効果が期待され、また、脱炭素に先進的に取り組まれる企業を選定するものです。

2. 事業の名称

御所IC工業団地（御所東高校跡地）第1期企業募集

3. 募集の内容

「4. 土地の概要」で示す対象地において立地を希望する企業を募集します。

4. 土地の概要

次に示すとおりです。

●御所IC工業団地（御所東高校跡地）

① 所在地（予定地番）：御所市大字南十三15番1

② 面積（計画）：16,201.50 m²

造成工事完了後に測量を行い、面積を確定し、確定面積で売買を行います。

③ 所有者：奈良県

5. 募集の対象業種及び立地可能施設

（1）募集の対象業種

日本標準産業分類の大分類「製造業」に該当すること

（2）立地可能施設

工場（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。）

）その他、「御所IC北地区 地区計画」の規制があります。

6. 売却条件

次に示すとおりです。

●御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）

契約形態：県有財産売買契約

売買価格：売買価格は以下の価格を最低価格とし、事業者の提案によるものとします。

土地：751, 749, 600 円

契約保証金：あり

土地引渡し時期：所有権の移転後、奈良県と事業者双方が、売買物件引渡確認書により引渡しの完了を確認することをもって、本件土地の引渡しを行うものとします。

土地引渡し条件：引渡日時点の現状有姿引渡し

7. 参加資格

応募者は、本事業の事業者として、次の①～⑯に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ① 国内法によって設立された内国法人であること。
- ② 業務施設の建設や事業運営に必要な資力及び信用等を有する者であること。
- ③ 奈良県が別途指定する期日までに本件土地売買代金及びその他募集要項に記載する必要となる費用を確実に支払うことができる者であること。
- ④ 直近の決算期から起算して、3期連続債務超過（純資産の部がマイナス）でない者。なお、決算期が3期末満の者は、本要件を不要とします。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 国税及び奈良県税の滞納がない者であること。（ただし、奈良県内に本店・支店・営業所を有しない者は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。）
- ⑦ 事業提案書等提出の日までに「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定」（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）に登録を完了している者（以下「入札参加資格所有者」という。）である場合、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（以下「入札参加停止措置要領」という。）による入札参加停止の期間中でない者であること。入札参加資格所有者でない場合、事業提案書等提出の前日から起算し、入札参加停止措置要領別表の「期間」に掲げる月数以内に「措置要件」に掲げる事項のいずれにも該当していない者であること。
- ⑧ 本件土地の引渡日から、1 年以内に着工、及び着工から 3 年以内に操業を開始することができる者であること。
- ⑨ 本件土地の引渡日から 10 年は、操業を継続する者であること。
- ⑩ 業務施設の建設及び経営に係る事業計画が、御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）第 1

期企業募集要項（以下「募集要項」という。）の「III-2. 募集の対象業種及び立地可能施設」に記載する事項に適合した内容となっている者であること。

- ⑪ 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）及び本件土地における都市計画など関係法令等を遵守する者であること。
- ⑫ 公害の防止や環境保全等に対し、関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令や本募集要項等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じる者であること。
- ⑬ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算を行っていない者であること。
- ⑭ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号から第 5 号に該当する者）のほか、次の a～f までのいずれかに該当する者でないこと。
 - a 役員等が暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる法人
 - ※ 役員等とは、役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
 - b 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人
 - c 役員等が、その属する法人、その他の目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人
 - e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人
 - f 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不當に利用していると認められる法人
- ⑮ 役員等が、次に掲げる本企業募集に関する検討業務委託の受託者又は当該受託者と資本面において関連（受託者の発行済み株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしていること、若しくは組合員となっていることをいう。）しておらず、かつ、人事面で関連（代表者又は役員が受託者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）する者でないこと、及び当該受託者の依頼を受けて本企業募集に参加しようとする者でないこと。
 - ・株式会社UR リンケージ（東京都江東区東陽 2-4-24）

8. 審査方法

「御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）第 1 期企業募集審査基準」に基づいて御所 IC 工業団地

立地企業選定委員会が審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者等を選定します。その後、当該審査の結果に基づき、奈良県が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

9. スケジュール

事 項	時 期
募集要項公表（延長）	令和6年10月 1日（火）
事業提案書等受付	令和6年10月 1日（火）～令和6年12月27日（金）まで
ヒアリング実施通知 等	令和7年 2月上旬から中旬（予定）
二次審査（ヒアリング）	令和7年 2月下旬から 4月上旬（予定）
優先交渉権者及び 次点交渉権者決定	二次審査による最優秀提案者及び優秀提案者等決定後、速やかに決定する。

10. その他

- (1) 募集の詳細については、募集要項による。
- (2) 募集に関する情報提供は、原則として奈良県ホームページで提供する。

11. 事務局

奈良県産業部産業創造課

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8819（直通） FAX：0742-27-4473

Email：sangyo@office.pref.nara.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.nara.jp/item/305871.htm>